

# 第二種免許の取得要件

## 第一種免許

### 普通



受験資格  
・18歳以上

3年以上の運転経験

### 大型



受験資格  
・21歳以上  
・普通免許等保有3年以上

## 第二種免許

(旅客自動車運送事業用)

### 普通



受験資格  
・21歳以上  
・普通免許等保有3年以上

### 大型



受験資格  
・21歳以上  
・普通免許等保有3年以上

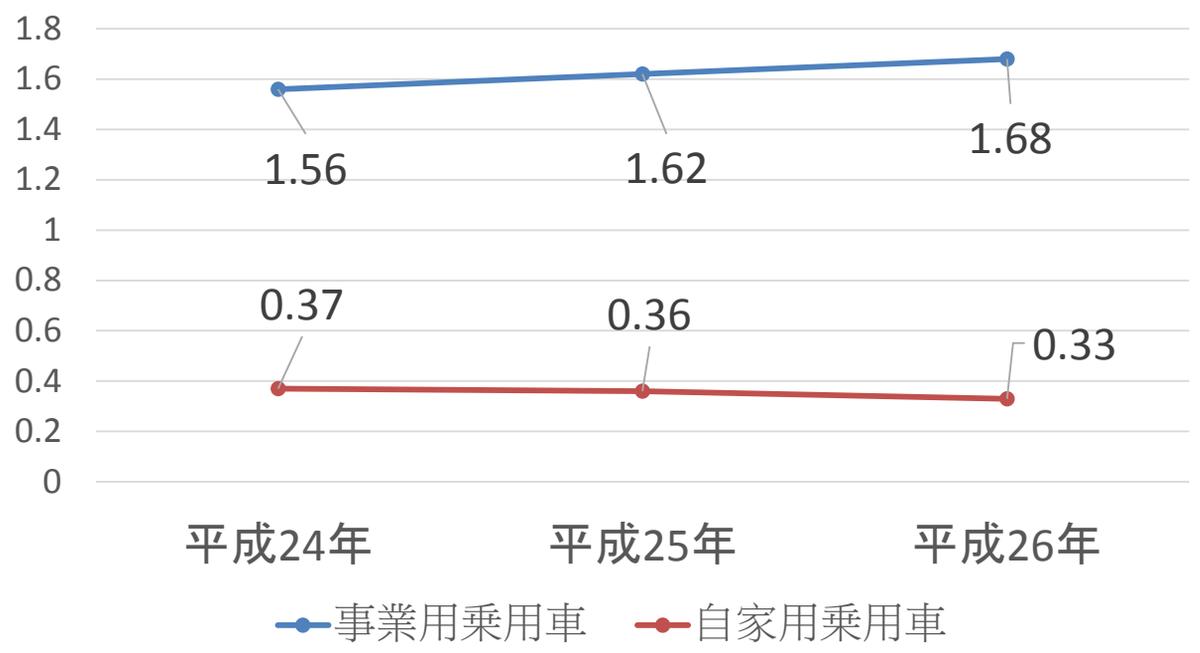
3年以上の運転経験

第二種免許について、一律に運転経験3年以上を要することとされている理由

乗客の指示による急な方向転換等の通常より高度の運転技術及び運転感覚が旅客自動車の運転に要求されること、また、旅客自動車による事故は多くの人命を損ないかねないなど、第一種免許より一層高度の技能、知識、適性を必要とすることから、他人の生命を預かる旅客自動車の運転がより安全に行われるようにすることを目的として、厳格な要件が設けられている。

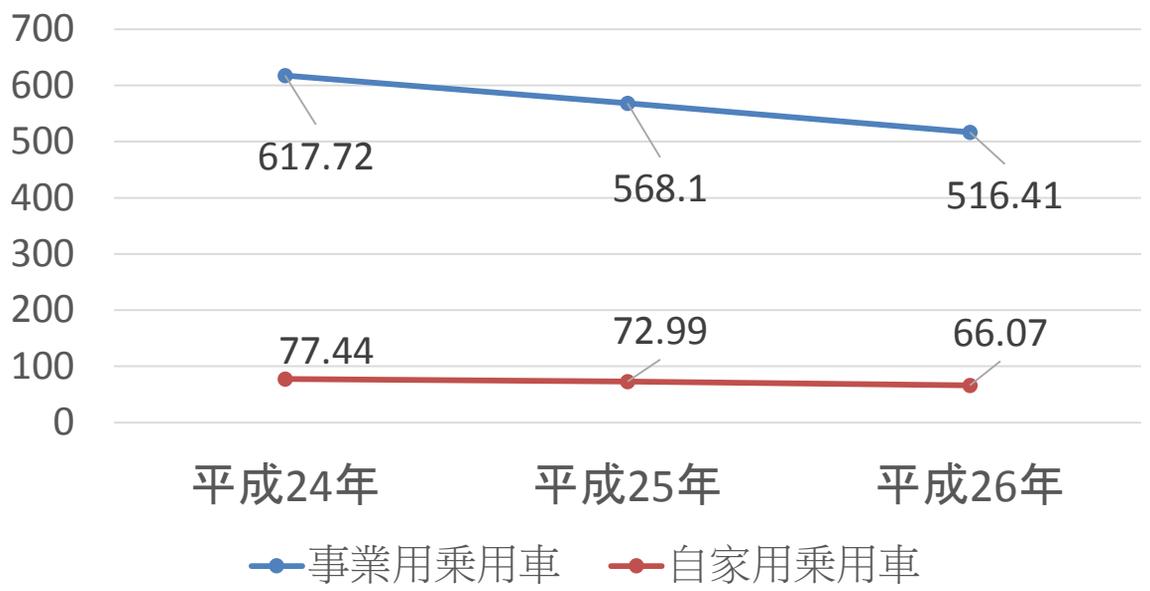
# 1 自動車保有台数当たりの交通事故数の推移

車種(第1当事者)別自動車保有台数  
1万台当たり死亡事故件数の推移



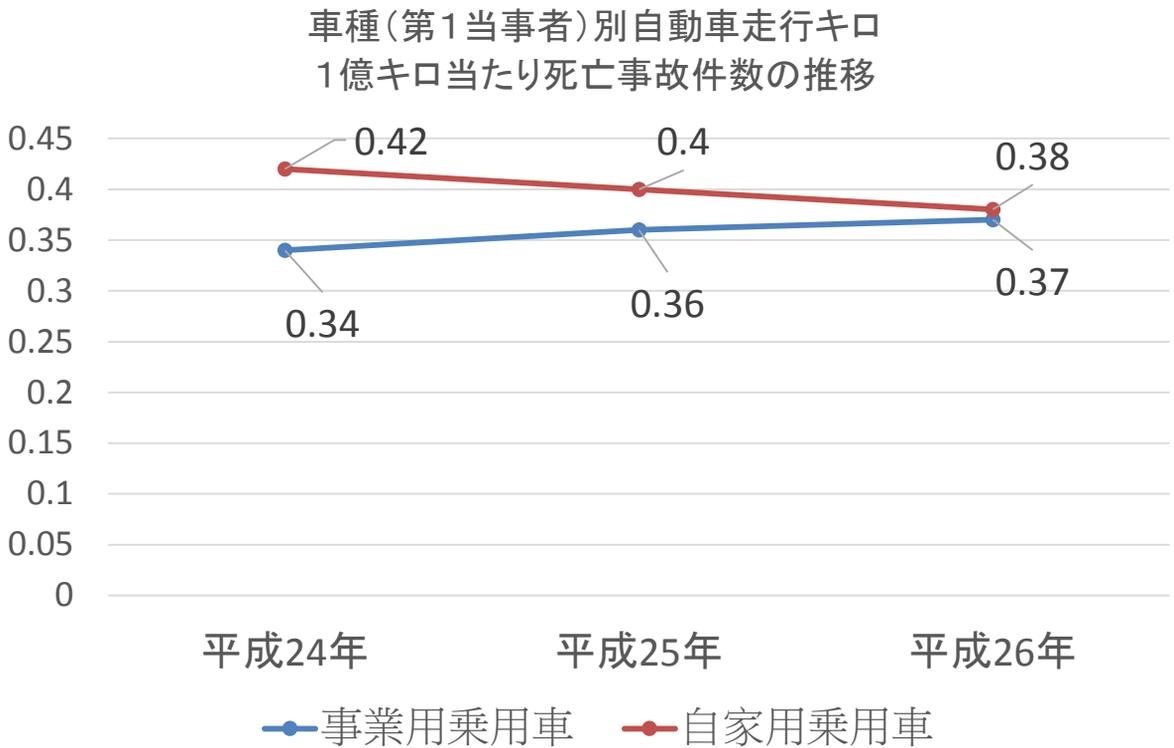
※算出に用いた自動車保有台数は、国土交通省資料「自動車保有車両月報」による。

車種(第1当事者)別自動車保有台数  
1万台当たり交通事故件数の推移

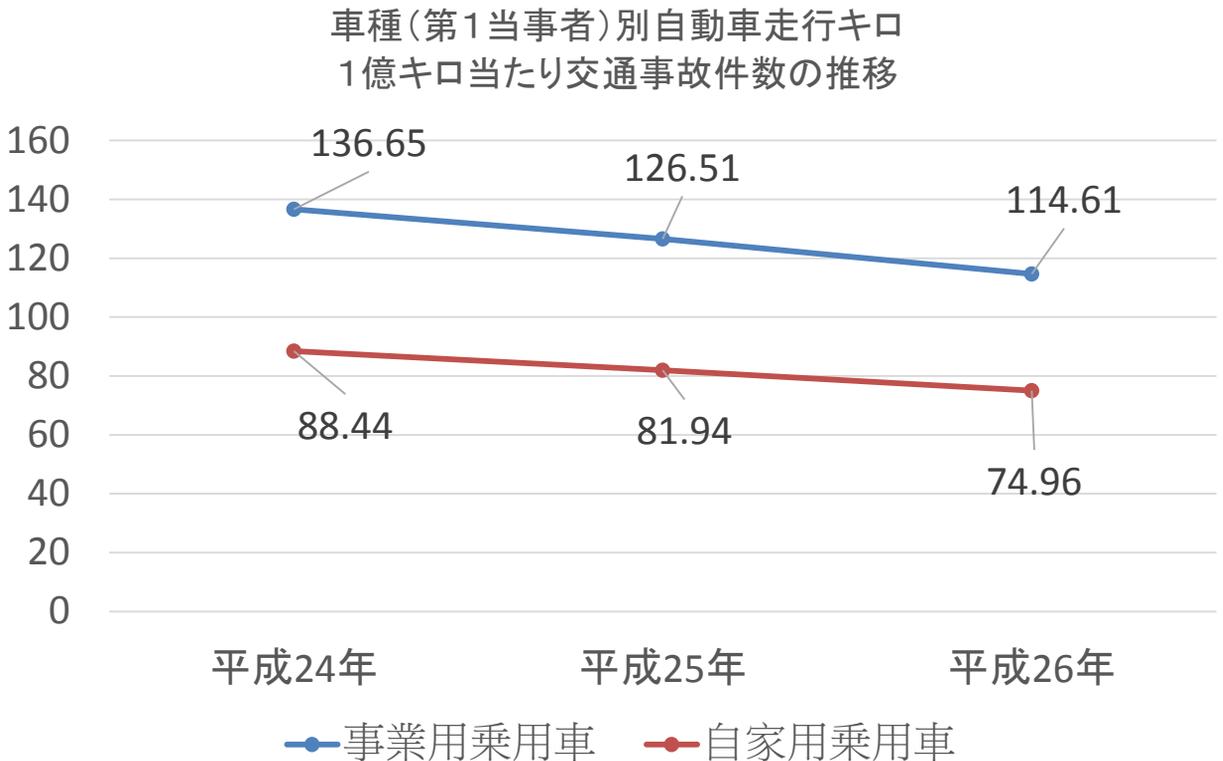


※算出に用いた自動車保有台数は、国土交通省資料「自動車保有車両月報」による。

## 2 自動車走行キロ当たりの交通事故数の推移



※算出に用いた走行キロは、国土交通省資料「自動車輸送月報」又は「自動車統計月報」による。



※算出に用いた走行キロは、国土交通省資料「自動車輸送月報」又は「自動車統計月報」による。

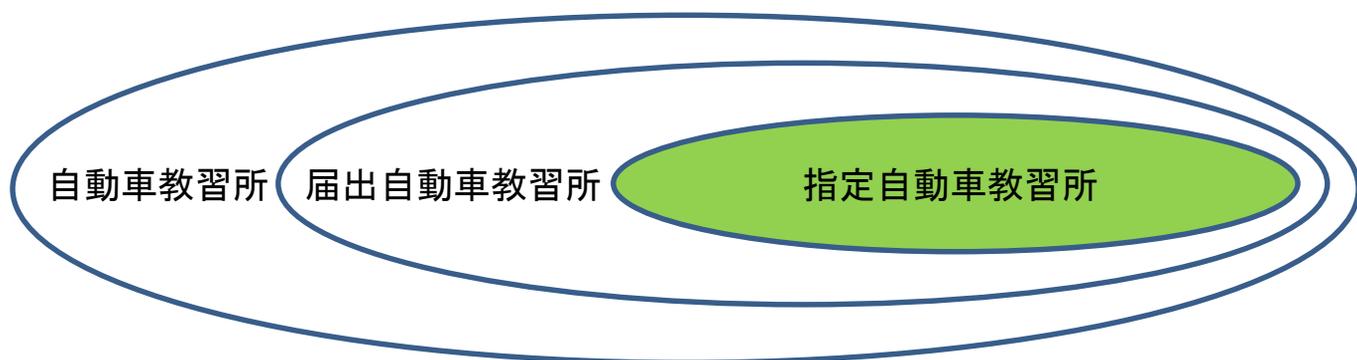
## 自動車教習所とは

### 自動車教習所及び届出自動車教習所

- 自動車教習所(運転免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設)を経営しようとする者に対する制約は特段ない。  
⇒ 運転免許を取得するためには、公安委員会が行う運転免許試験に合格する必要
- 教習所の設置者又は管理者は、所在地を管轄する公安委員会に氏名又は住所等を届け出ることができる(届出自動車教習所)

### 指定自動車教習所

- 届出自動車教習所のうち、一定の基準に適合するものは、公安委員会から指定を受けることができる
- 指定自動車教習所が行う教習を修了して卒業検定に合格した者は、公安委員会が行う運転免許試験のうち、技能試験が免除される



### 指定に関する基準

人的基準	管理者、教習指導員及び技能検定員が置かれていること
物的基準	教習及び技能検定のためのコース等の設備が一定の基準に適合していること
運営的基準	教習の実施、方法等が一定の基準に適合していること